

HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
 株式会社ヒューマン・プライム
 東京都中央区日本橋人形町1-18-9
 ATビル5F 〒103-0013
 TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
 MAIL. info@humanprime.co.jp

人事・労務相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社



高年齢者・障害者雇用状況 報告書の提出はお済ですか



今回の通信では、提出期限が近づいてきている高年齢者・障害者雇用状況報告書の提出方法等、及び平成30年4月から変更になった障害者雇用率についてご案内します。

●高年齢者・障害者雇用状況報告書の提出方法等

高年齢者雇用状況報告書・障害者雇用状況報告書の提出期限：7月17日(火)

※記入要覧はこちら
(厚労省ホームページ)

雇用状況報告書	高年齢者雇用状況報告書	障害者雇用状況報告書
提出先	事業所所在地を管轄する公共職業安定所	
提出方法	管轄公共職業安定所へ郵送若しくは持参、または電子申請により提出	
報告義務の対象企業	常用の労働者が31人以上の企業	常用の労働者が45.5人以上の企業
根拠法令	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第52条第1項	障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項

報告書用紙は6月8日頃に事業所へ到着予定。期限までに必ず申請が必要です。

●H30.4月より障害者の法定雇用率が引き上げ

・以前の法定雇用率：2.0% ⇒ H30.4月(現状)：2.2%

※H33.4月までには法定雇用率を2.3%に引き上げることも決定しています。

法定雇用率変更に伴い、障害者を雇用しなくてはならない企業の範囲も変更になっています

・以前の範囲：50人以上の企業 ⇒ H30.4月以降の範囲(現状)：45.5人以上の企業

平成30年4月から法定雇用率が変更になった為、以前は障害者の雇用義務がなく障害者雇用状況報告書の提出が必要なかった企業でも今年度から提出が必要になる場合がありますので、注意が必要です。

無料セミナー 平成30年度中小企業向け 助成金徹底活用!!

- 日時：7月18日(水) 15:00～16:30 / 受付14:30
- 会場：ウインクあいち(1209号室) / 名古屋市
- 定員：30名 ●講師：小澤 薫

第6回 HR EXPOに出展します

働き方改革を実現するために
「業務の生産性を上げ、構築して残業を削減するため」のノウハウとは



7月11～13日 東京ビッグサイト 西ホール10-88

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。